

以テ申(通)致致置候外ナル共ノ後工場従業員ノ意留ヲ
煩スルニ左記ノ通りニ有之
右及申(通)致候也

一、各職員ノ意留

從來吾々職員ニ於テモ職工等ノ處遇ニ関シ種々頭ヲ悩
マシ居タルカ今因團體交渉権ヲ確立シタル結果存々ノ
中間的責任ヲ軽減シ技術共他作業上ノ担當事務ノ
面ニシテミカヲ注クコトナリタルヲ以テ純率ヲ増進スルニ
至ルナラン云々

二、役付職工等ノ意留

吾々ニ於テモ勞働組合ノ勞働者ニ利益ナルコトハ考ヘ居
タルモ之ニ加入スルトノ可否ニ付會社ノ存意不明ナリシ

ヲ以テ去就ニ迷ヒ居タル外ナルモ今面執リ各會社ノ態度及
總同盟幹部ノ談ヲ聽クニ及ヒ吾々ハ勞資協調ノ裡ニ自
己ノ利益ヲモ擁護スルトノ必要ヲ痛感スルニ至レリ

然レトモ他ノ争戦等ニ對シテ之ヲ援助スル意味ニ於テ金品ノ
繰出ラスルカ如キハ折シテ避ケ度シ云々

三、一般職工等ノ意留(工場側ノ觀測)

從來ニ於テモ組合が盛ノ希望ヲ有シ居タルモノ一部アリシヲ
以テ今後ニ於テハ進メテ組合ニ加入スル者ハ總數ノ三分ノ一
(在籍従業員ニシテ名)ハアルベク尚一面總同盟ヨリ近ク入社スル
職工三名ノ勸説トニ相俟ワテ三分ノ二ハ加入スルニ至ルベシ云々

右及申(通)致候也